

七ヶ浜町耐震改修促進計画

平成22年 7月

七ヶ浜町 防災対策室

1. 計画の背景	1
(1) 七ヶ浜町における地震被害	1
①過去の地震被害	1
②宮城県沖地震の長期評価	2
(2) 住宅・建築物ストックの耐震化の現状	3
①住宅の耐震化の状況	3
②多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況	3
③指定避難除の耐震化の状況	4
2. 計画の目的	5
3. 計画の位置づけ	5
(1) 計画の位置づけ	5
(2) 計画の期間	6
4. 基本方針・計画の目標	6
(1) 主体別役割	6
①七ヶ浜町	6
②建築関係団体	6
③建築物の所有者等	6
(2) 対象地域・対象建築物	6
①対象地域	7
②対象建築物	7
(3) 耐震化の目標	7
①住宅	7
②町有建築物	8
③指定避難所	8
5. 住宅・建築物耐震化の実施計画	9
(1) 住宅	9
①普及・啓発	9
②耐震診断の促進	9
③耐震改修の促進	9
(2) 町有建築物	9
①台帳の整備	9
②耐震診断及び耐震改修の実施	9
6. 啓発及び知識の普及に関する施策	10
(1) 地震ハザードマップの作成・公表	10
(2) 相談窓口の普及	10
(3) 啓発及び知識の普及	10
(4) 家具の転倒防止策	10
(5) 行政区・自主防災組織等との連携に関する方策	10
7. 関連施策	
(1) 宮城県建築物等地震対策推進協議会	11
(2) ブロック塀等の倒壊防止対策	11
(3) 被災建築物・宅地の応急危険度判定	11

七ヶ浜町耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「法」という。）第5条第7項に基づき、町内の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定する。

1. 計画の背景

(1) 七ヶ浜町における地震被害

①過去の地震被害

本町では、現在に至るまで表1の通り度重なる地震被害を受けている。地震は大きくプレート間大地震である海溝型地震と内陸部の活断層等の震源とする直下型地震に分けられるが、本町においては、宮城県の沖合から日本海溝までの海域を震源域として繰返し発生する海溝型地震（うち陸寄りの海域を震源域とするものを「宮城県沖地震」という。）による被害が顕著である。

【表1：本町（宮城県）周辺における過去の地震被害】

年	震源 (北緯/東経)	マグニ チュード	被害地域又は震源域/被害の概要	地震の種別
869	—	8.3	三陸沿岸/城郭、門櫓、垣壁崩れ、倒壊する者無数、津波が多賀城下を襲い、溺死者約1,000人	その他の海溝型地震
1611	39.0/144.4	8.1	三陸沿岸、北海道東岸/三陸地方で強震。震害軽く、津波による被害が大きく、伊達領内で死者1,783人、南部・津軽で人馬の死3,000余り。三陸沿岸で家屋流失が多く、溺死者1,000人を超えた。岩沼付近でも家屋皆流失、北海道でも溺死者多数。	その他の海溝型地震
1646	38.1/140.7	6.5 ～ 6.7	陸前、岩代、下野/仙台城の石壁数十丈崩れ、櫓3つ倒れる。白石城破損	—
1793	38.3/144.5	8.0 ～ 8.4	陸前、陸中、磐城/仙台藩で1,060余戸壊れ、死者12人。津波があり大槌、両国で71戸損壊流失し、死者9人、気仙沼で300戸余流失	宮城県沖地震
1835	38.5/142.5	7.0	仙台/仙台城の石垣崩れ、家土蔵に破損。	宮城県沖地震
1896	38.6/141.2	6.4	陸前、陸中、磐城/陸前の遠田、志田、登米、桃生の各郡で特に被害が多く、家屋損壊、死傷者あり。	宮城県沖地震
1896	39.5/144.0	8.5	三陸沖/「明治三陸地震津波」、震害はないものの、津波により県内の死者3,452人、流失戸数4,000戸余	その他の海溝型地震
1897	38.1/141.1	7.4	仙台沖/岩手、山形、宮城、福島で小規模の被害。一の関で家屋破損が72戸	宮城県沖地震
1900	38.7/141.1	7.0	宮城県北部/遠田郡で最も激しく、県全体で死傷者17人、家屋全壊44戸、半壊48戸、破損1,474戸。	—
1933	39.2/144.5	8.1	三陸沖/「三陸地震津波」、震害は少なかったが津波が太平洋沿岸を襲い、三陸沿岸で被害は甚大で県内においては死者307人、流失戸数950戸	その他の海溝型地震
1936	38.2/142.1	7.5	金華山沖/福島、宮城両県で非住家全壊3戸、その他少被害もあった。	宮城県沖地震
1960	38.2/72.6	8.5	チリ沖/「チリ地震津波」、津波が日本各地に襲い、県内では死者54人、流失戸数306戸。本町では、死者1名、家屋全壊8戸、家屋流失5	その他の海溝型地震

			戸、家屋半壊 20 戸、住家床上浸水 101 戸、床下浸水 105 戸	
1962	38.7/141.1	6.5	宮城県北部／「宮城県北部地震」、築館、石越、小牛田付近径 40km の範囲に被害が集中した。県内では、死者 3 人、住家全壊 340 戸、半壊 1,114 戸。橋梁、道路、鉄道の被害が多かった。	—
1978	38.2/144.2	7.4	宮城県沖／「1978 年宮城県沖地震」、県内の死者 27 人、負傷者 10,962 人、住宅被害で全壊 1,377 戸、半壊 6,123 戸、特にブロック塀の倒壊による被害が多かった。本町では死者 1 名	宮 城 県 沖 地 震
2003	38.8/141.7	7.1	宮城県沖／深さ約 70km のスラブ内地震、震央の位置から三陸南地震とも呼ばれる。負傷者 174 人、住家全壊 2、半壊 21、深いため次の地震に比べ被害は小規模。	その他の海溝型地震
2003	38.4/141.2	6.4	宮城県北部／陸域の逆断層型地殻内地震。同日に大きな前震 M5.6 と余震 M5.5 も起こって連続地震と呼ばれた。M6 級だが浅く、震源域に局所的に大きな被害が出た。負傷者 667 人、住家全壊 1,276 戸、半壊 3,809 戸。3ヶ所で計測震度 6 強を記録した。	—
2005	38.8/142.2	7.2	宮城県南部／深さ 42km 最大深度は 6 弱。100 名が重軽傷を負った。震源は宮城県牡鹿半島東方沖 80km。地震による揺れは、北は北海道、西は徳島までの広い範囲で有感となった。	その他の海溝型地震
2008	39.0/140.9	7.2	岩手・宮城内陸／深さ 8km 最大震度 6 弱（宮城県内）震源は、岩手県内陸南部及び宮城県北部。前震 M7.2 と余震 M5.7 が観測された。住家は 27 棟が全壊、107 棟が半壊の被害が出た。負傷者 389 名、死者 10 名、行方不明者 8 名。 (平成 20 年 8 月 8 日(火)17 時 30 分消防庁より)	—
2008	39.7/141.6	6.8	岩手県沿岸北部／深さ 108km 最大震度 5 強（宮城県内）震源は、岩手県沿岸北部、M6.8 が観測された。県内においては、負傷者 90 名、住家一部破損 14 棟の被害が出た。 (平成 20 年 9 月 9 日(火)13 時 30 分消防庁より)	—

②宮城県沖地震の長期評価

平成 12 年 11 月 27 日、政府の自身調査研究推進本部地震調査委員会（以下【推進本部】という。）が公表した「宮城県沖地震の長期評価」によると、これまでの宮城県沖地震の活動（表 2）を踏まえると、宮城県沖地震の発生の可能性は年々高まっており、今後 20 年程度以内（2020 年頃まで）に次の地震が起こる可能性が高いとされている。その地震規模は M7.5 程度（日本海溝寄りの海域の地震と連動した場合 M8.0 程度）であり、発生確率は 2020 年末まで約 80%、2030 年末まで 90%より大とされている。

【表 2：過去の宮城県沖地震の概要】

年	前回の地震からの経過年数（年）	地震の規模	備考
1793	—	M8.2 程度	連動
1835	42.4	M7.3 程度	単独
1861	26.3	M7.4 程度	単独
1897	35.3	M7.4	単独
1936	39.7	M7.4	単独
1978	41.6	M7.4	単独

※連動：日本海溝寄りの海域の地震と連動した場合の地震

また、推進本部は、主要な活断層や海溝型地震の長期評価を随時公表しており、平成 20 年 1 月 1 日を算定基準日とする宮城県沖地震の評価は表 3 のとおりである。今後 10 年及び 30 年以内の地震発生確率は、それぞれ 60%程度、99%となっており、他の海溝型地震と比較して際だって高い発生確率となっている。さらに、平均発生間隔も比較的短く、定期的に発生してきている。

【表 3：宮城県沖地震の長期評価の概要】（基準日：平成 20 年 1 月 1 日）

領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均発生間隔 (最新発生時期)
		10年以内	30年以内	50年以内	
宮城県沖	M 7.5前後 (連動M 8.0前後)	60%程度	99%	—	37.1年 (29.6年前)

(2) 住宅・建築物ストックの耐震化の現状

①住宅の耐震化の状況

住宅の耐震化の状況について、平成 15 年住宅・土地統計調査（総務省統計局）をもとに国土交通省と同様な方法で推計した結果は、表 4 のとおりである。

本町内の住宅総数 6,400 戸のうち、耐震化を満たしていると推計される住宅は約 3,370 戸あり、耐震化率は 53%となっている。一方、耐震化が不十分なものは 3,030 戸（42%）と推計しており、その内訳は、戸建木造住宅 2,070 戸、共同住宅等 960 戸である。

【表 4：住宅の耐震化の状況】

	七ヶ浜町	宮城県
全数	6,400 戸 (100%)	831,300 戸 (約 83 万戸) (100%)
うち戸建木造	4,900 戸 (100%)	488,100 戸 (約 49 万戸) (100%)
耐震化を満たすと推計される戸数 (全数に対する割合：%)	3,370 戸 (約 53%)	611,900 戸 (約 61 万戸) (約 74%)
うち戸建木造	2,830 戸 (約 58%)	288,400 戸 (約 29 万戸) (約 59%)
耐震化が不十分と推計される戸数 (全数に対する割合：%)	3,030 戸 (約 47%)	219,400 戸 (約 22 万戸) (約 26%)
うち戸建木造	2,070 戸 (約 42%)	199,700 戸 (約 20 万戸) (約 41%)

②多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況

法では、庁舎、学校、病院・診療所、社会福祉施設、劇場・集会場、店舗、ホテル・旅館、事務所、共同賃貸住宅など多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）を規定している。

本町内の「多数の者が利用する特定建築物」の耐震化の状況を建築物が持つ機能、性質から「防災対策施設」、「避難施設等」、「医療施設」、「社会福祉施設等」、「不特定多数人員収容施設」、「特定多数人員収容施設」の各用途に分類したうえで表 5 に示す。

なお、「避難施設等」とは、避難場所指定の有無にかかわらず、大規模震災時において避難場所として使用される可能性がある。又は、児童、生徒等の安全を確保すべき施設をいう。

全体では対象建築物の合計 29 棟のうち、耐震化済みの建築物は 22 棟となっており、耐震化済みの建築物を対象建築物で除した耐震化率は 75.9%（うち公共建築物は 43.8%）である。

なお、ここでいう対象建築物とは、旧耐震設計基準による建築物（昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物で、現行の耐震基準に適合しない建築物）及び昭和 56 年 6 月以降に建築された建築物のことであり、耐震化済みの建築物とは、旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強不要と診断されたもの、同じく旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強必要と診断されたもののうち

補強を行ったもの及び昭和 56 年 6 月以降に建築された建築物などの合計である。

【表 5：多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況】

		非耐震化棟数 (A)	耐震化済棟数 (B)	合計 C=A+B	耐震化率 B/C
防災対策施設	町役場等	3	1	4	25.0
避難施設等	学校、体育館、幼稚園、保育所	2	13	15	86.7
医療施設	病院、診療所	0	0	0	0
社会福祉施設等	老人ホーム等	0	0	0	0
不特定多数人員収容施設	劇場、百貨店、飲食店、ホテル 旅館、遊技場、美術館、博物館等	2	2	4	50.0
不特定多数人員収容施設	事務所、向上、共同住宅、寄宿舎等	0	6	6	100
	うち、共同住宅	0	6	6	100
合計		7	22	29	75.9

③指定避難所の耐震化の状況

本町地域防災計画では、大規模災害発生時において避難者が多数発生する場合、町民の生命、身体の安全の確保に努め、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を収容、保護するため避難所の開設について定めている。(下記参照)

《指定避難所一覧表（建築物）》

(指定避難所)

凡例： 下線は昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された施設を示す。

番号	名称	所在地	収容地区名	対象災害	収容可能人員	施設の構造面積		給水、炊飯施設の有無	
						構造	面積 (㎡)	給水	炊飯 (LDG) 設備
1	町立亦楽小学校	代ヶ崎浜字細田 54	代ヶ崎浜、東宮浜地区	全	1,200	耐3F	3,848	○	○
2	<u>町立松ヶ浜小学校</u>	松ヶ浜字神明裏 52	松ヶ浜、菖蒲田浜地区	全	1,200	耐3F 木1F	3,769	○	○
3	町立汐見小学校	汐見台3丁目1-3	遠山、境山、汐見台地区	全	1,500	耐3F	7,301	○	○
4	<u>町立七ヶ浜中学校</u>	吉田浜字小浜 7-1	吉田浜、花洲浜地区 (長須賀除く)	全	2,200	耐3F 木2F	6,931	○	○
5	町立向洋中学校	遠山1丁目9-18	遠山、境山、汐見台、湊浜、松ヶ浜	全	2,100	耐3F	7,040	○	○
6	町民体育館	吉田浜字野山 5-268	亦楽地区	全	500	耐2F	1,640	○	○
7	<u>湊浜地区公民分館</u>	湊浜1丁目4-3	湊浜、松ヶ浜、謡地区	全	50	木防2F	216.69	○	○
8	松の川集会所	松ヶ浜後田 40	松ヶ浜地区	全	40	木防1F	172	○	○
9	<u>菖蒲田浜地区公民分館</u>	菖蒲田浜字宅地 93-2	宅地、牛ノ鼻木、招又地区	全	60	耐2F 木1F	277	○	○
10	<u>花洲浜地区公民分館</u>	花洲浜字館下 75-18	花洲浜地区(館下、上ノ山外)	地下がけ	50	木防1F	232.48	○	○
11	吉田浜地区公民分館	吉田浜字大豆沢 2-3	吉田浜地区(浜屋敷、寺山、上ノ台外)	全	60	耐1F	290	○	○
12	<u>代ヶ崎浜地区公民分館</u>	代ヶ崎浜字西 21-55	代ヶ崎浜地区(清水、西外)	火	40	木防1F	165	○	○
13	<u>東宮浜地区公民分館</u>	東宮浜字笠岩 16-15	東宮浜地区(鶴ヶ湊、寺島外)	地下がけ	65	木防1F	271.68	○	○
14	<u>要害地区公民分館</u>	東宮浜字笠岩 16-7	要害地区(小畑、左道等)	地下がけ	50	木防1F	236	○	○

15	境山地区公民分館	境山2丁目5-8	境山、小田一部	全	50	木防1 F	255	○	○
16	遠山地区公民分館	遠山3丁目2-1	遠山地区	全	50	木防1 F	258.36	○	○
17	町立遠山保育所	遠山4丁目3-15	遠山地区	全	150	木防1 F	621.63	○	○
18	遠山、境山地区コミュニティセンター	遠山1丁目1-25	遠山、境山地区	全	140	耐1F	438	○	○
19	汐見台第1分館	汐見台4丁目1-49	汐見台地区	全	40	木防1 F	148.5	○	○
20	汐見台第2分館	汐見台1丁目12-3	汐見台、汐見台南地区	全	40	木防1 F	158.16	○	○
21	汐見台南公民分館	汐見台南1丁目2-40	汐見台、汐見台南地区	全	40	木防1 F	165.82	○	○
22	汐見台南第2集会所	汐見台南2丁目11-1	汐見台、汐見台南地区	全	40	木防1 F	169.76	○	○
23	町立汐見保育所	東宮浜字東兼田35-10	要害地区	全	130	木防1 F	545.94	○	○
24	亦楽公民分館	代々崎浜字細田52	亦楽地区	全	50	木防1 F	198.74	○	○

■地域防災計画で定める指定避難所の耐震化の状況（平成21年度末 現在）

		計（棟）	内、耐震化 済み棟数	耐震化率
指定避難所	公民館	16	8	50.0%
	体育館	1	0	0.0%
	小学校・中学校 (体育館含む)	15	13	86.6%
	保育所	2	2	100.0%
合計		34	23	67.6%

2. 計画の目的

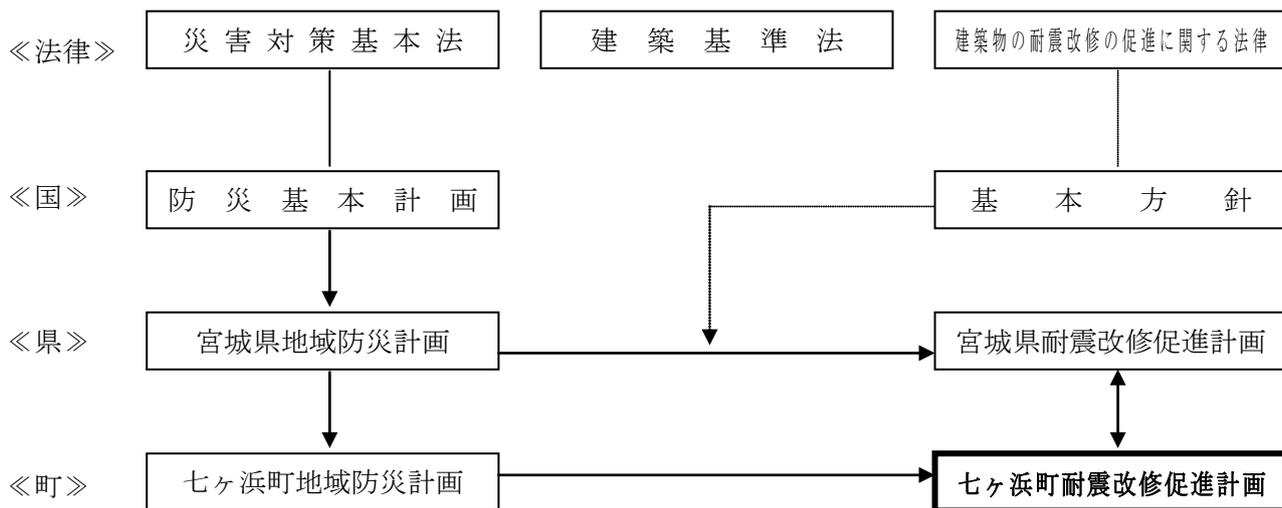
本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、町及び建築関係団体等が連携して、建築物（住宅を含む）の所有者、あるいは、公共施設等の既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的とする。

3. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、法第5条第7項の規定に基づき策定するものであり、「七ヶ浜町地域防災計画」を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示す計画として位置づける。

【図1：耐震改修促進計画の位置づけ】



(2) 計画の期間

計画の期間は、平成27年度までとする。なお、必要に応じて本計画を見直すものとする。

4. 基本方針・計画の目標

(1) 主体別役割

建築物の所有者又は管理者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建築物の防災対策上の原則である。特に、災害応急対策に利用される公共建築物や多数の者が利用する建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者等にあると考えられる。

このような基本的認識に基づき、町、建築関係団体及び建築物所有者等は、既存建築物の耐震診断・改修の促進のため、以下の事項の実施に努めることとする。

①七ヶ浜町

- ・ 地域固有の課題を勘案し、町の計画を策定する。
- ・ 各種協議会等活動への参画と地域に設立される住宅耐震隊との連携により、建築物の耐震化の促進を図る。
- ・ 町民に対し、地域の防再生や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- ・ 町有建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に実施する。
- ・ 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努める。

②建築関係団体

- ・ 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設ける。
- ・ 各種協議会等活動へ参画し、町と連携した住宅耐震隊活動により、建築物の耐震化の促進を図る。
- ・ 耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術等向上に努めるとともに、当該講習会受講者の活用促進を図る。

③建築物所有者等

- ・ 建築物（住宅を含む）の所有者又は管理者は、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 対象地域・対象建築物

①対象地域

町内全域を対象とする。

優先的に耐震診断・耐震改修の促進に努める地域は、第3次被害想定調査において被害が大きいとされる地域とし、特に軟弱地盤地域、木造住宅密集地域、防火・準防火地域及び避難場所・避難道路・緊急輸送道路に沿った地区とする。

②対象建築物

建築物の用途、規模、構造及び建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震改修等を行う必要のある建築物は、以下のとおりとする。

原則として、いわゆる新耐震設計基準の施行日（昭和56年6月1日）より前に建築確認を得て建築された建築物を対象とする。

（特定建築物）

法第6条第1号、第2号及び第3号に規定する建築物で、法施行令第2条、第3条及び第4条で定める規模等の要件に該当するものである。

- ・ 多数の者が利用する建築物（学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、老人ホーム、賃貸住宅（共同住宅に限る。）等）で一定規模以上のもの
- ・ 一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- ・ 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物

（特定建築物以外の建築物）

特定建築物以外の建築物については、以下のとおりとする。

- ・ 被災後、復旧活動の拠点となる公共性の高い建築物
- ・ 高齢者、身体障害者等災害弱者が利用する施設
- ・ 多数の者が利用する施設
- ・ 住宅（大規模な分譲共同住宅を含む。）
- ・ 形態、構法、構造壁の配置、建築年代等からみて耐震性能が劣ると考えられる建築物

（公共建築物：町有建築物及び指定避難所）

公共建築物については、以下の施設用途区分等を勘案して、優先順位を定める。

- ・ 防災拠点となる施設
- ・ 地域防災計画で定める指定避難所
- ・ 被災時における避難、救護に必要な施設
- ・ 高齢者、身体障害者等災害弱者が利用する施設
- ・ 多数の者が利用する施設
- ・ その他の施設

（3）耐震化の目標

①住宅

本町内の住宅の耐震化の状況は表6のとおりであることから、平成27年度末までの住宅の耐震化率を90%以上にするを目標とする。

なお、耐震化の進捗状況については、住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されることから、その集計結果を基に進行管理を行う。

【表6：住宅の耐震化率の目標】

	現況の耐震化率	目標とする耐震化率 (平成27年度末)
住宅	53%	90%以上

②町有建築物

本町の町有建築物の耐震化の状況は表7のとおりである。本町では、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設及び多数の町民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化(耐震診断、建替、耐震改修、除却)を進め、平成27年度末までに全施設を耐震化することを目標とする。

また、耐震化の進捗状況については、定期的に確認し、進行管理を行う

【表7：町有建築物の耐震化状況】

項目	全棟数 A	昭和56年以前の建物の棟数								昭和57年以降の建物の棟数 I	平成22年4月1日現在耐震化率 (D+E+I)/A
		B	耐震診断の実施棟数(D~Gの計)					耐震診断未実施の棟数 H			
			C	耐震診断実施率 C/B	改修の必要ない棟数 D	改修の必要な棟数					
用途	A	B	C	C/B	D	改修済 E	改修中及び改修予定 F	未定 G	H	I	(D+E+I)/A
役場庁舎	3	1	1	100	0	1	0	0	0	2	100
学校	5	4	4	100	4	0	0	0	0	1	100
福祉施設	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0
文化施設	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	100
その他	15	7	0	0	0	0	0	0	7	8	53
合計	28	15	6	40	4	0	2	0	9	13	60.7

③指定避難所

指定避難所の耐震化の状況は表8のとおりである。本町では、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設である指定避難所を重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化(耐震診断、建替、耐震改修、除却)を進め、平成27年度末までに全施設を耐震化することを目標とする。

また、耐震化の進捗状況については、定期的に確認し、進行管理を行う

【表8：指定避難所の耐震化状況】

項目	全棟数 A	昭和56年以前の建物の棟数								昭和57年以降の建物の棟数 I	平成22年4月1日現在耐震化率 (D+E+I)/A
		B	耐震診断の実施棟数(D~Gの計)					耐震診断未実施の棟数 H			
			C	耐震診断実施率 C/B	改修の必要ない棟数 D	改修の必要な棟数					
用途	A	B	C	C/B	D	改修済 E	改修中及び改修予定 F	未定 G	H	I	(D+E+I)/A
公民館	16	8	0	0	0	0	0	0	0	8	50
体育館	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校施設	15	10	10	100	8	0	2	0	0	5	86.6
保育所	2	1	1	100	1	0	0	0	0	1	100
合計	34	20	17	85	9	0	2	0	0	14	67.6

5. 住宅・建築物耐震化の実施計画

(1) 住宅

①普及・啓発

町は、宮城県沖地震、利府一長町断層帯による地震による地域毎の予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、耐震化技術、法律・税制、融資制度など地震対策に関する情報を、パンフレット、ホームページなど多様な手段により、所有者、居住者等に提供する。

特に、宮城県沖地震への対応の緊急性、耐震診断・耐震改修の必要性については、十分に周知する。

②耐震診断の促進

町は、耐震診断の促進を図るため、助成事業を実施するとともに、助成制度の拡充に努める。

③耐震改修の促進

町は、耐震改修の促進を図るため、助成事業を実施するとともに、助成制度の拡充に努める。

特に高齢者のみの住宅や身体障害者等が同居する住宅をはじめ、避難場所・避難道路・緊急輸送道路等に沿った住宅について、耐震改修の促進を図る。

【表 8：住宅の耐震診断及び耐震改修工事の補助事業の実績】

(単位：件)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
木造住宅耐震診断助成事業 数 (簡易診断)	10	13	-	-	-	-	-	23
木造住宅耐震診断助成事業 数 (精密・一般)	-	7	3	1	3	1	5	20
木造住宅耐震改修工事助成事 業 件 数	-	-	2	1	1	1	2	7

(2) 町有建築物及び指定避難所

①台帳の整備

町は、所有者、管理者、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定等からなる台帳を整備する。

②耐震診断及び耐震改修の実施

町は、整備された台帳を基に、耐震診断・耐震改修の緊急性を判断し、所有者等毎に耐震診断・耐震改修の実施計画を定めるものとする。

耐震診断については、耐震安全性が確保されていることが明らかなものを除いて、すべての対象建築物で行うよう努める。

また、所有者等は、策定された耐震診断・耐震改修の実施計画に沿って、計画的に耐震改修の促進に努める。

6. 啓発及び知識の普及に関する施策

(1) 地震ハザードマップの作成・公表

町は、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震ハザードマップ」という。）を作成し、行政区（町内会）や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図るよう努める。

なお、日本語を理解できない外国人住民が近年増加しているため、多言語化にも配慮するよう努める。

(2) 相談窓口の普及

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。

このため、町では、建築関係団体等と連携し、住民からの耐震診断・耐震改修に係る相談に応じるよう努めている。

(3) 啓発及び知識の普及

町は、耐震診断・改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、町内会・企業等への出前講座の実施を行うほか、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、ホームページ等を活用し情報提供の充実を図る。

この場合、これまでに実施した協議会を活用した耐震化促進テレビコマーシャルの放映や、地域の建築関係団体が組織する耐震隊による戸別訪問（耐震診断ローラー作戦）、町内会回覧板の活用等、できるだけ多数の者に情報が提供されるよう、実施方法を工夫する。

(4) 家具転倒防止策

平成7年の阪神淡路大震災は、約24万棟の家屋が全・半壊し死者約6千人にも上る大惨事であったが、幸い倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し、多くの犠牲者が発生した。また、平成15年7月の宮城県北部連続地震においても、地震により倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し多くの負傷者が出ている。

そこで、町では、日曜大工等が困難な高齢者や身体に障害を持っている町民のみで構成されている世帯を対象に、地震による家具等の転倒で居住者が犠牲とならないようにすることを目的に、作業員を無償派遣し家具等を床・壁等に固定する作業を代わりにを行い、器具の購入費用の一部を補助する事業を平成18年度より実施している。

【表9：住宅内の家具転倒防止器具取付事業の実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
件数	5	3	2	5	15

(5) 行政区・NPO等との連携に関する方策

町は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、行政区や自主防災組織等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援等を行うよう努める。

7. 関連施策

(1) 宮城県建築物等地震対策推進協議会

耐震診断・耐震改修の円滑な推進を図るため、県は市町村、建築関係団体、民間の建築物所有者団体及び学識経験者からなる「宮城県既存建築物耐震改修促進協議会」を平成13年12月に設立した。

平成17年6月に、震災後の二次災害防止及び復旧対策を検討する「宮城県被災建築物宅地危険度判定協議会」と統合して「宮城県建築物等地震対策推進協議会」を組織した。これにより、地震前・地震後対策を総合的に推進する体制に強化され、近い将来発生すると予想されている大規模地震に向けて、建築物の耐震化や地震により被害を受けた建築物の早期復旧など地震による被害を軽減するための様々な課題に対して、学識経験者、県、市町村、建築関係団体が連携して取り組んでいる。

町は、協議会に参加し、産学官による建築物の耐震化の推進方策等の検討・情報交換を行うと共に、産学官一体となった推進体制の整備・拡充を行い、本計画の推進を図っている。

(2) ブロック塀等の倒壊防止対策

町は、県及び建築関係団体等と連携し、大規模地震時のコンクリートブロック塀等の倒壊防止に努めることとし、その危険性についてパンフレット等により啓発するとともに、スクールゾーン等におけるコンクリートブロック塀等の耐震安全性についての実態調査を引き続き行い、危険性のあるものについてはその結果を所有者等に通知し、できるだけ早期にその改善を図るよう指導する。

(3) 被災建築物・宅地の応急危険度判定

町は、県等と連携し大規模震災発生時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定実施に係る体制の整備を図る。また、県では被災建築物応急危険度及び被災宅地危険度判定士の養成及び資質の保持に努めている。